

議案第1号

目黒区組織条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月17日

提出者 目黒区長 青木英二

目黒区組織条例の一部を改正する条例

目黒区組織条例（平成11年10月目黒区条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中第6号を削り、第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 資産経営部

第1条中第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、同号の前に次の2号を加える。

(7) 健康推進部

(8) 子ども若者部

第2条中第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、同条第6号中「子育て支援部」を「子ども若者部」に改め、同号イ中「子育て支援」を「子育ち子育て支援」に改め、同号に次のように加える。

ウ 若者支援に関すること。

第2条中第6号を第8号とし、同条第5号ア中「保健衛生及び」を削り、同号ウを削り、同号を同条第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 健康推進部

ア 保健衛生に関すること。

イ 保健所に関すること。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、同条第2号エ中「財産及び」を削り、同号中才を削り、力を才とし、同号を同条第3号とし、同条第

1号の次に次の1号を加える。

(2) 資産経営部

- ア 財産の総合調整に関すること。
- イ 施設の建設及び保全に関すること。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(職員の定年等に関する条例の一部改正)

2 職員の定年等に関する条例（昭和59年3月目黒区条例第4号）の一部を
次のように改正する。

第6条中「健康福祉部」を「健康推進部」に改める。

(目黒区付属機関の設置に関する条例の一部改正)

3 目黒区付属機関の設置に関する条例（令和6年3月目黒区条例第9号）の
一部を次のように改正する。

別表の1目黒区子育て支援部指定管理者選定評価委員会の項及び目黒区子
育て支援部指定管理者運営評価委員会の項を次のように改める。

目黒区子ども若者部指定 管理者選定評価委員会	子ども若者部が所管する公の施設の指定管理 者の選定に係る評価及び審査に関すること。
目黒区子ども若者部指定 管理者運営評価委員会	子ども若者部が所管する公の施設の指定管理 者が行った管理の業務に係る評価及び審査に に関すること。

(説明) 資産経営部及び健康推進部を設置するとともに、子育て支援部の名
称及び分掌事務を見直し、併せて関係条例の規定の整備を行うため、条例改
正の必要を認め、この案を提出します。